

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県議会定例会条例		
条 例 番 号	昭和 31 年神奈川県条例第 39 号	法 規 集	第 1 編第 3 章
所 管 部 局 室 課	政策部財政課		
条 例 の 概 要	神奈川県議会の定例会の回数を、毎年 4 回と定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	地方自治法第 102 条第 2 項の規定により、普通地方公共団体の定例会の回数は条例により定めることとされていることから、必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	この条例により定められた回数の定例会により、県政運営に必要な議案の審議、議決等がなされており、有効に機能しているが、会期日数の見直しによっては、更なる検討を要する。	
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	この条例により定められた回数の定例会によるほか、必要に応じて臨時会が開催されるとともに、専決処分制度が活用されており、効率的な議会運営がなされているが、会期日数の見直しによっては、更なる検討を要する。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	地方自治法の規定に基づき必要な事項が定められている条例であり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	地方自治法第 102 条第 2 項の規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正を検討する。	県議会における論議を踏まえる必要がある。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>